

日本赤十字放射線技師会 学術分科会規定

(目 的)

第1条 日本赤十字放射線技師会会則第4条6項に基づき、赤十字施設における放射線医療の発展及び会員の学術的研鑽の支援を目的として、学術分科会（以下「分科会」とする）について必要な事項を定める。

(設 立)

第2条 分科会は、放射線医療の各分野に応じて設立することができる。
2. 各種分科会を新設・廃止する場合は、常任理事会の承認を必要とする。

(組 織)

第3条 本会の全会員を各々の分科会の会員とする。
2. 各分科会の会員の中から、世話人数名を選出する。
3. 世話人の中から、代表世話人を選出する。
4. 代表世話人は、各分科会を代表し活動を統括する。

(世話人の任期)

第4条 世話人の任期は、選出された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2ヵ年とする。ただし、再選出を妨げない。

(活動内容)

第5条 分科会は本規定第1条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. ホームページなどを利用した会員との学術的交流
2. その他分科会の目的達成に必要な活動

(活動費)

第6条 分科会の活動費は、常任理事会の承認を得て、学術部費から支出する。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は理事会の議決によるものとする。

附則

(施 行)

この規定は、平成21年4月10日から施行する。